

**総合取引約款
新旧対照表**

下線部分変更

変更前	変更後
<p>(有価証券の保管) 第9条 この契約によって買付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と<u>混蔵</u>して保管いたします。 2 ~ 4 (省略) 5 第1項から第4項までの規定により<u>混蔵</u>して保管する有価証券については、別に定める保護預り約款の規定を準用いたします。 6 ~ 7 (省略) (受渡期日) 第27条 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日目(2019年7月16日以降は3営業日目)</u>とします (解約) 第46条① ~ ② (省略) ③法令諸規則、公序良俗又は社会的公益に反し、又は反する<u>恐れ</u>があると当社が判断した場合、その他合理的な理由により当社がお客様に解約を申し出た場合 ④ ~ ⑨ (省略)</p>	<p>(有価証券の保管) 第9条 この契約によって買付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と<u>混合</u>して保管いたします。 2 ~ 4 (現行どおり) 5 第1項から第4項までの規定により<u>混合</u>して保管する有価証券については、別に定める保護預り約款の規定を準用いたします。 6 ~ 7 (現行どおり) (受渡期日) 第27条 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日目</u>とします。 (解約) 第46条① ~ ②(現行どおり) ③法令諸規則、公序良俗又は社会的公益に反し、又は反する<u>おそれ</u>があると当社が判断した場合、その他合理的な理由により当社がお客様に解約を申し出た場合 ④ ~ ⑨ (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(2021年11月改定)</p>